
第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

- すべての県民が生涯にわたって心身の健康を確保し、生き生きとした生活を送るためには、「食」の大切さに対する意識を高める必要があります。
- 近年、生活水準の向上による食の多様化が進展し、また、誰もが日々忙しい生活を送る中で、「食」の大切さに対する意識は希薄になり、健全な食生活が失われつつあります。加えて、食に関する情報が社会に氾濫し、情報を適切に選別し活用することが困難な状況もあり、結果として、栄養の偏りや食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題が生じています。
- このような中、平成17年7月、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を、国民運動として推進していくため「食育基本法」が施行されました。
- 平成16年山梨県健康寿命実態調査において、健康寿命日本一となった本県でも、次世代を担うべき若年層で、朝食の欠食等の不規則な食事や過度の痩身志向が見られるなどの問題が指摘されています。
- このため、県民一人ひとりが、「食」についての意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の活動への理解、「食」に関する情報に基づく適切な判断能力を身に付け、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが求められています。
- これまでも、食育については、食生活改善、学校給食、地産地消や食の安全・安心の確保等の観点から、様々な取組を行ってききましたが、平成18年3月策定された国の「食育推進基本計画」に基づき、食育に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「やまなし食育推進計画」を策定しました。
- 本計画は、食育基本法の趣旨を踏まえ、「食育」を、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携を図り、県民運動として取り組むことにより、「食育」が次の世代に受け継がれていく、豊かで活力ある社会の実現を目指すものです。

2 基本理念と基本目標

基本理念

山梨の風土や文化等の特性を生かしながら、「食」の大切さの意識を高め、健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てます。

基本目標

全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことを目標とします。

3 計画の位置付け

- 県政運営の基本指針である県長期計画「創・甲斐プラン21」の行動指針として、本県における食育推進の基本的な方向性を示すものです。
なお、他の県計画等との関連は、図1のとおりです。
- 「食育基本法」（平成17年6月17日法律第63号）第17条に基づく「都道府県食育推進計画」として位置付けるものです。
- 県、県民、事業者が市町村、関係者と連携して食育を実践していくための共通の指針となる計画です。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

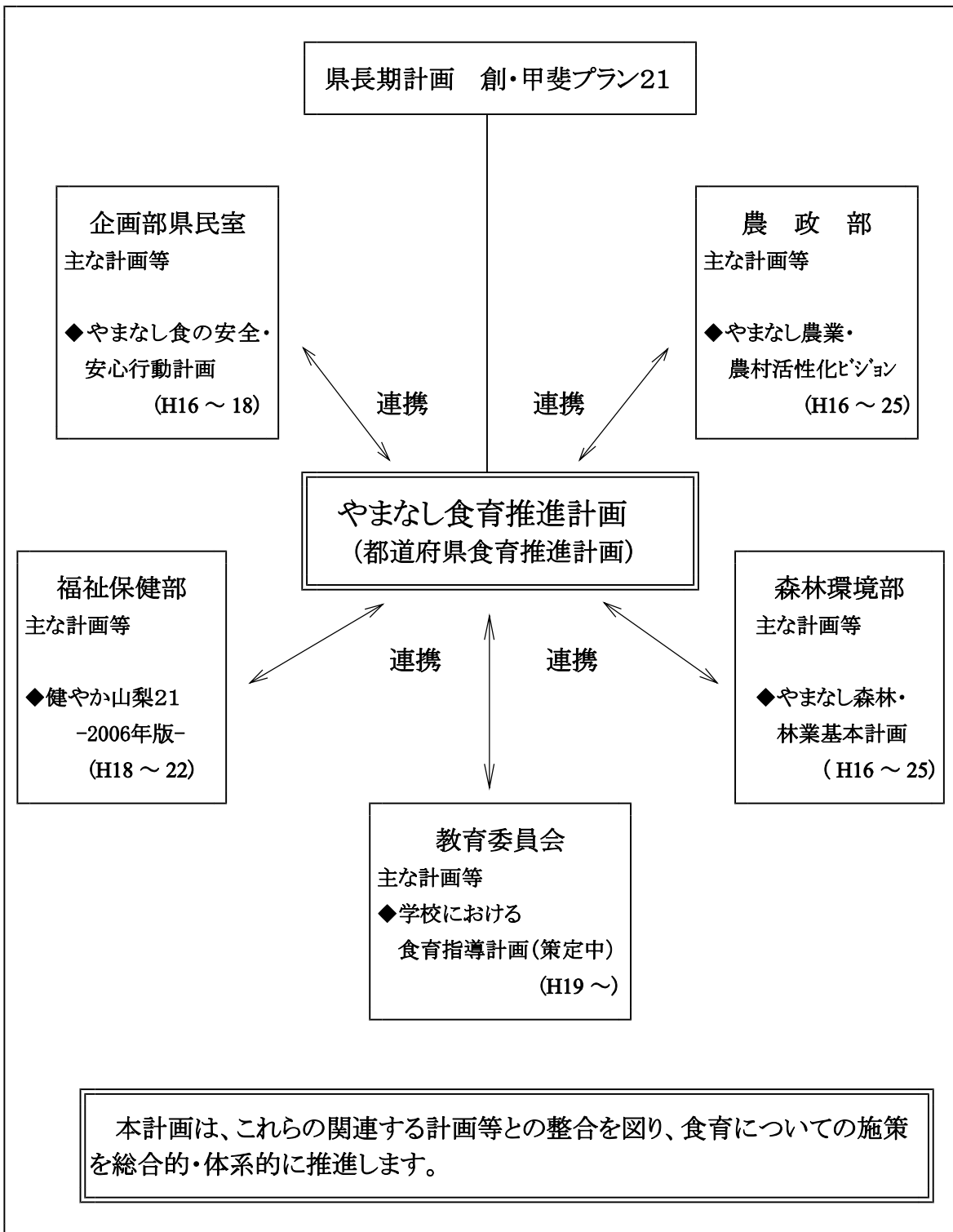


図1 計画の位置付け